

## 周術期管理チーム認定制度運営細則

2014年5月14日制定

2016年5月25日制定

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第4条第3号、4号、及び7号に定める事業としての周術期管理チーム認定資格に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この法人は、以下に掲げる関連団体との協同のもと、この法人の教育委員会と連帯し、公益社団法人日本麻酔科学会周術期管理チームの認定を行う。

- (1) 日本手術看護学会
  - (2) 日本病院薬剤師会
  - (3) 日本臨床工学技士会
- 2 周術期管理チームの認定を受けた者とは、この細則に定める所定の審査に合格し、この法人が麻酔科診療の質を向上させるために推奨する周術期管理チームの一員である者をいう。
- 3 前項の周術期管理チームとは、以下の各号に掲げる人員により構成される。
- (1) 他職種と連帯して業務遂行が出来る、術前、術後を含む手術室業務全般の知識を有する看護師、薬剤師、臨床工学技士。
  - (2) 麻酔科医の判断・指示に誤りがないうを確認し、指示通りの処置を行える看護師、薬剤師、臨床工学技士。

### (組織)

第3条 この法人は周術期管理チーム認定制度を運営するにあたり、周術期管理チーム委員会、ならびに認定審査委員会を設置する。

- 2 周術期管理チーム委員は、第2条第1項に掲げる関連団体より外部委員を含めて委員長が決定し、理事会承認後、理事長が委嘱する。

### (審査)

第4条 認定するための審査は、認定審査委員会が行う。

### (認定審査委員会)

第5条 審査委員会は、委員長1名、副委員長2名および、この法人の教育委員を含めた委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、この法人の周術期管理チーム委員長をもって充て、審査委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長の推薦により委員の中から選出し、理事長が委嘱する。
- 4 委員は、委員長ならびに副委員長の推薦により、監事を除く正会員の中からこの法人の常務理事会が委嘱する。

### (任期)

- 第 6 条 周術期管理チーム委員，ならびに認定審査委員会委員長の任期は，委員会細則第 7 条に基づく．
- 2 認定審査委員会副委員長，委員の任期は，就任後 1 年以内に開催される定時社員総会の終結の時までの 1 年とし，重任を妨げない．ただし，連続 4 期を越えることはできない．
  - 3 副委員長に欠員が生じたときは，委員の中から補充する．
  - 4 委員に欠員を生じたときは，必要に応じ補充することができる．

**(守秘義務)**

第 7 条 委員は，委員会の審議中に知りえた事項を，審議の後も含めて外部に漏らしてはならない。

**(認定者)**

第 8 条 周術期管理チーム認定を受けた者は，職種に応じて別に定める内規に基づき，この法人の常務理事会ならびに当該学会が認定した者をいう．

**(雑 則)**

第 9 条 この細則のほか，周術期管理チーム認定制度の運営に必要な事項は，別に定める．

**(細則の変更)**

第 10 条 この細則の変更は，諸規則制定に関する規程第 4 条 (3) に従ってなす．

**附 則**

1. この細則は 2014 年 5 月 14 日に制定し，2014 年 4 月 1 日から施行する．